

兵庫県公報

令和4年8月23日 火曜日 第339号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 救急病院の名称変更（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同上（同）	2
○ 同上（同）	2
○ 同上（同）	3
○ 公共測量を終了した旨の通知（同）	3
○ 同上（同）	3
○ 同上（同）	3
○ 同上（同）	4
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（東播磨県民局）	4
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	4
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	5
○ 教習指導員審査の実施	6

告 示

兵庫県告示第996号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から6までの医療機関を救急病院と認定した。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 名称 医療法人社団兼誠会 つかぐち病院
所在地 尼崎市南塚口町6丁目8番1号
認定年月日 令和4年8月1日
認定の有効期限 令和7年7月31日
- 名称 西北ハートクリニック
所在地 神戸市西区押部谷町高和字大坪775番地
認定年月日 令和4年3月29日
認定の有効期限 令和7年3月28日
- 名称 宝塚病院
所在地 宝塚市野上2丁目1番2号
認定年月日 令和4年8月22日
認定の有効期限 令和7年8月21日
- 名称 加東市民病院
所在地 加東市家原85番地
認定年月日 令和4年7月21日
認定の有効期限 令和7年7月20日
- 名称 兵庫県立丹波医療センター
所在地 丹波市氷上町石生2002-7
認定年月日 令和4年7月1日

認定の有効期限 令和7年6月30日
 6 名 称 兵庫県立淡路医療センター
 所在地 洲本市塩屋1丁目1-137
 認定年月日 令和4年5月1日
 認定の有効期限 令和7年4月30日



兵庫県告示第997号

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

新 名 称 西北クリニック
 旧 名 称 西北ハートクリニック
 所 在 地 神戸市西区押部谷町高和字大坪775番地
 変 更 年 月 日 令和4年4月1日



兵庫県告示第998号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年3月28日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
香美町村岡区山田地内及び小城地内



兵庫県告示第999号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年3月14日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
尼崎市次屋地内



兵庫県告示第1000号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間

令和4年5月30日から同年9月30日まで

3 作業地域

西宮市段上町八丁目地内



兵庫県告示第1001号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（ほ場整備）

2 作業期間

令和4年6月9日から同年8月31日まで

3 作業地域

三木市吉川町吉安下地内及び米田地内



兵庫県告示第1002号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和3年8月20日から令和4年5月13日まで

3 作業地域

明石市中崎地内



兵庫県告示第1003号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル1000））

2 作業期間

令和2年7月6日から令和4年5月20日まで

3 作業地域

姫路市北部の森林域



兵庫県告示第1004号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

令和3年9月28日から令和4年2月28日まで

- 3 作業地域
尼崎市の一部



兵庫県告示第1005号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、太子町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
令和3年10月28日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
太子町の一部



兵庫県告示第1006号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年8月23日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地
加古郡播磨町大中1丁目508
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大中水利組合	加古郡播磨町大中2丁目7番12号	浅原 清治郎

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
川辺郡猪名川町北田原字一本松8番3、8番5、8番8、10番、11番、12番1、12番2、13番1、13番2、13番3、14番、15番1、16番1、17番
同 郡同 町万善字岩屋166番2、166番3、166番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
滋賀県大津市柳が崎5番25号
株式会社三王不動産流通 代表取締役 河本善秀
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年4月25日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-1号（4猪名川）

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第213号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月23日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和4年10月1日（土）から同月14日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和4年8月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和4年8月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和4年8月25日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能

検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和4年11月8日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線 433、434



兵庫県公安委員会告示第214号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月23日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和4年10月1日（土）から同月14日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和4年8月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和4年8月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和4年8月25日（木）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和4年11月8日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434